

川西市消防本部告示第3号

「避雷設備の位置及び構造」の指定について

令和8年4月1日

川西市消防長 千葉 信 忠

川西市火災予防条例（昭和37年川西市条例第17号）第16条第1項に基づき指定する日本産業規格は、「JIS Z 9290-3（雷保護一第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この指定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている避雷設備のうち、この告示の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

（「避雷設備の位置及び構造」の指定についての廃止）

- 3 「避雷設備の位置及び構造」の指定について（平成5年川西市消防本部告示第10号）は、廃止する。